

# 環境行政法ゼミナール

教 授 李 斗 領

## 〈ゼミナールの目的・到達目標〉

環境分野は何となく分かると思いますが、行政法と聞いて、どのようなことを思い浮かべますか。具体的に、想像することは難しいと思います。民法、刑法、憲法のように成文法という形では存在しないのです。このように行政法は、法典（code）を持たないのが特徴です。具体的には、行政機関が管理する情報に関し、公開するか否かという問題は、法的処分として用いられるので、行政法の領域であります。さらに身近なものでは、環境基準、車の運転免許や、水道、ガス、電気などといった、私たちの生活に密接しているものも、行政法の対象となるのです。（環境関連法、情報公開法、食品衛生法、建築基準法、警察官職務執行法、国家公務員法等）

このゼミでは、行政法の知識を学びながら環境問題に関して、ゼミ生主導で、発表・討論します。人間の行動（経済活動、環境破壊）によって環境や生活に悪影響を及ぼす実態を取り上げながら、どのような「良い規制（best regulation）」が必要であるかなどを理解していきます。行政法・環境法は、我々の生活を豊かにしていく解決手段の一つであります。民間企業就職希望者は勿論のこと、公務員・教師を希望する学生に就職後、実際の仕事に繋げることができることを目指しています。

## 〈ゼミの内容、進め方〉

基本的には、ゼミ生各自関心を持つ問題について、報告・議論します。このような作業を通じて作文（文章）能力、コミュニケーション能力を高めていきます。基本書は、藤田宙靖『行政法入門』（有斐閣、2016年）、中級以上レベルは、櫻井敬子・橋本博之『行政法』（弘文堂、2016年）を用いて進めていきます。また、環境法の図書は、大塚直『環境法Basic』（有斐閣、2016年）です。

2年生（ゼミⅠ）は、基本的な行政法、環境（法・政策）問題について学んでいきます。

3年生（ゼミⅡ）は、環境行政法分野の知識や実際の問題（判例、環境・食品・格差等の問題）を取り上げながら討論していきます。それをまとめた上、法学部ゼミ大会・討論会のテーマとして整理していきます。

4年生（ゼミⅢ・Ⅳ）では、各自選択した社会問題や事例を用いて、ゼミ論文（卒業論文）として完成していきます。

## 〈ゼミの年間スケジュール〉

4月の新ゼミ生歓迎会をはじめ、ゼミ内のスポーツ活動（フットサル・ソフトボール）、遠足、重要な行事としては、夏休み中にゼミ合宿を実施します。そのほか、他ゼミとの交流、他大学との交流、国際交流も企画しています。

## 〈成績評価〉

出席（義務）、発表・課題レポート（50%）、授業時の活動（40%）、平常点としては、ゼミ活動準備（協力関係）、ゼミ運用の積極性（10%）等、これらの項目を加算して総合評価します。

## 〈求めるゼミ生像〉

ゼミの合言葉は、すべてのことに対し「自ら選び」「自ら考え（悩み）」「自ら決める」であります。小さなことでも心を込めてやっていく意欲のある学生は大歓迎です。

### 〈選抜方法〉

法学部ゼミナール I 申込書（詳細に書くこと）と、以下のテーマを一つ選んで提出して下さい。

A 4 用紙を使用して40字×30行程度（手書きも可能）に設定し、2枚以上作成して下さい。参考文献は、必ず明示（表紙付け）して下さい。面接も実施します。（面接は、志願理由、夢、今後の計画に関する内容）

・法治国家（主義）、貧困、災害、環境保護、冤罪、格差社会、その他の法律関連テーマや社会問題も可能（盗用・厳禁）

### 〈募集人数〉

10名程度

### 〈教員からのお知らせ〉

趣味は旅行、合気道、ギター演奏、音楽・映画鑑賞です。最近、家族と一緒に旅をすることが一番の楽しみです。また、野球、サッカーなどで体を動かすことも好きです。人生の心得は、「すべては自分の心の中にある（Everything depends on my will.）」です。

連絡先：yanuslee@ris.ac.jp